

講演等の受付要領

(総則)

第1条 この要領は、宮島水族館が社会教育普及活動の一環として実施する講演等の実施依頼の受付について必要な事項を定めるものとする。

(受付対象とする団体)

第2条 講演等の依頼を受付ける団体については、次のとおりとする。

- (1) 各種学校関係団体(小学校・中学校・高等学校・専門学校・短大・大学等)
- (2) 各種公共施設関係団体(各公共団体・図書館・公民館・博物館相当施設関係団体等)
- (3) 地域活動関係団体(子供会・スポーツ少年団・文化講座・各種ボランティア団体等)
- (4) その他、宮島水族館が依頼内容を審査し、受付可能と認めた団体

(受付方法)

第3条 講演等の受付は次のとおり実施する。

- (1) 各団体の代表者名で、宮島水族館長宛に所定の「講演等の実施依頼書」を提出する。提出方法は、郵送又はFAXとする。水族館が依頼書の内容をもとに受付の可否について審査し、受付可能であれば、後日水族館から「講演等の実施承諾書」を送付し、受付完了とする。
- (2) 実施依頼書は、実施希望日の30日前までに提出することとする。
- (3) 実施希望日に、すでに他団体からの受付がある場合(他の社会教育普及活動の受付も含む)や、県内・外を問わず宿泊を伴う講演等の実施については、受付できない。
- (4) 講演料(謝礼金含む)は無料とするが、実施場所が水族館内の場合は、入館料が必要となる。また、実施場所が水族館外の場合は、会場までの交通費等の実費を、出張料として後日請求する場合がある。
- (5) 講演内容については、宮島水族館担当者との協議の上、決定する。講演時間は、基本的に30分から1時間の範囲とする。
- (6) 水族館外での講演にかかる準備及び実施当日の運営(経費含む)の一切は、依頼者が行う。また、水族館内での講演の場合は、会場(レクチャールーム)の都合上、参加人数は100名以下(特別展開催中は50名以下)とする。
- (7) 水族館外での講演の場合は、生物の出展(ふれあいイベントを含む)が可能。実施については、「ふれあいイベント実施にあたっての諸注意」を厳守すること。また出展できる生物については、実施する講演内容に合わせ、フンボルトペンギン・干潟の生物・小型魚類の何れかとする。なお、生物の出展が伴う場合は、「生物の出展を伴う講演等の実施依頼書」を提出すること。
- (8) 都合により、講演等の中止や実施内容の変更を行う場合がある。

(申請書類)

第4条 講演等の実施依頼における申請書類は次のとおりとする。

- (1) 講演等の実施依頼書(必須)
- (2) 団体予約申込書
- (3) 宮島水族館入館料減免申請書

(その他)

第5条 その他の事項は次のとおりとする。

- (1) 実施依頼書は手書き必須のため、FAXによる申し込みの場合は、実施当日原本を持参すること。
- (2) 実施場所が水族館内の場合、団体予約申込書は20名以上の団体若しくは学校利用の場合に、また宮島水族館入館料減免申請書は廿日市市の規定による入館料の減免を受けたい場合に、それぞれ提出する。
- (3) 1日の実施件数には限りがあるので、依頼書を提出する前に必ず電話で問い合わせを行うこと。
- (4) 連絡先：宮島水族館 社会教育担当 電話 0829-44-2010

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。